

## 香川県広域水道企業団

# 水道施設工事の格付における技術評価点数の算定項目追加について【令和5年度格付～】

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成30年香川県広域水道企業団告示第5号）第3条第2項に規定する総合点数の算定について、令和5年度格付から「水道施設工事」に限り次のとおり項目を追加します。

### 1 内容

技術評価点数の算定項目に、次の資格を有する技術職員数を追加します。

資格名	認定団体	配点	上限
配水管技能者（耐震継手）	（公社）日本水道協会	2点/人	20点
配水管技能者（大口径）	（公社）日本水道協会	2点/人	10点
給水装置工事配管技能者	（公財）給水工事技術振興財団	1点/人	10点
合計		-	40点

※ 1人の技術職員が複数の資格を有する場合には、重複加点を認めます。

### 2 基準日

経営事項審査基準日における常勤雇用者で、同基準日時点で当該資格を有する者を評価対象とします。なお、令和5年度格付については、経過措置として、令和4年12月1日時点で当該資格を有する者を評価対象とします。

### 3 対象業者

県内業者（香川県内に建設業法上の主たる営業所を有する者）のみ加点の対象とします。

### 4 適用開始年度

令和5年度格付（令和4年度中に入札参加資格審査申請受付）から適用します。

お問い合わせ先： 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階  
香川県広域水道企業団 財産契約課（TEL：087-826-6114）